

第 11 回

学校教育審議会会議録

交野市教育委員会

1. 開 会 令和2年11月20日(金)午後5時00分
2. 閉 会 令和2年11月20日(金)午後5時45分
3. 出席委員 富田 明德会長・巽 憲次郎副会長・中山 尚美委員・市岡 伊佐男委員・高寿 育委員・野地岡 裕之委員・清水 崇之委員・楠田 昌弘委員・駒路 和美委員・中原 祥行委員・藤丸 一郎委員・九門 りり子委員・中西 隆清委員・山口 五十一委員
4. 事務局 大湾 喜久男教育次長兼教育総務室長・和久田 寿樹学校教育部長・足立 多恵学校教育部長・竹田 和之生涯学習推進部長・西井 大介教育総務室長代理・今井 靖志学校教育部次長・花田 睦美学務保健課長・仁木 裕美まなび未来課長・栗田 康子まなび未来課長代理・富岡 鉄太郎まなび未来課
5. 案件事項 1. 交野市立第三中学校区及び交野市立第四中学校区の学校適正配置について
2. その他
6. 議事内容
- 会長 みなさまこんにちは。ただ今から、第11回交野市学校教育審議会を開催いたします。
次第に従いまして、議事を進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。
まず、議事に入ります前に、事務局に、本日の委員の出席状況を報告させていただきます。
- 事務局 本日の審議会の委員の出席状況をご報告いたします。
本日の出席委員は16名中、12名の委員に出席していただいておりますので、交野市学校教育審議会条例第7条第2項の規定により、半数以上の出席がありますことから、本会議が成立していることをご報告いたします。
- 会長 次に、本日のこの会議でございますが、交野市会議の公開に関する指針に基づき、公開にしたいと思っておりますが、異議ございませんでしょうか。
- 委員 異議なし

会長 異議がないようですので、公開にしたいと思います。
事務局、傍聴希望者はおられますでしょうか。

事務局 2名おります。

会長 本日、2名の傍聴希望がございますので、許可したいと思います。
事務局、準備をお願いします。

それでは、案件（1）「交野市立第三中学校区及び交野市立第四中学校区の学校適正配置の方向性について」に移りたいと思います。

前回の審議会では、パブリックコメントを受けて、星田北6・7・8・9丁目の望ましい学校区について、中間答申素案に見直しの必要があるかどうか委員の皆様のご意見をお伺いしながら審議しました。

審議の中心は、星田北7丁目の旧街区について、地域からの要望書やパブリックコメントの意見を受けて、素案を修正すべきかどうかという点でしたが、最終的には、星田北7丁目の旧街区も含めて星田北地域全体が藤が尾小学校区となり、ひとつの大きなコミュニティとなることが望ましいとの考えは、全員の合意があったものと考えています。

しかしながら、そこに至るまでの経過や、配慮の期間などについては、委員の皆様それぞれのお考えがあり、様々なご意見がありました。前回の審議会は、素案どおり就学上の配慮で対応していくということではないかと考えられておられる委員が比較的多かったのかなと思うのですが、最終的には、事務局に再度区長ともお話をいただきながら、区や自治会が受け入れられるようなかたちにもっていくということで、修正案を検討いただくというところで終わっていたかと思えます。

委員、前回の審議会以降、星田北7丁目の旧街区や星田北全体の学校区について、子どもたちにとって望ましい学校区という観点や、星田北地域のこれからの地域コミュニティの発展というところで、お忙しい中事務局と素案をどのように修正すべきか、というところをご検討いただいたかと思うのですが、区や地域の視点からどのように考えておられるのか、お伺いさせていただいてもよろしいですか。

委員 この中間答申（案）の地域コミュニティについての項目を再度じっくりと読ませていただいて、当然委員の方々のご意見もそれぞれ文章の中に入っておりますし、まちづくりが相当具体的に、詳細にも決まってきたおきまして、2027年をめどに完成するというようなかたちも出ている中で、最終的にずっと今の星田北7丁目の旧街区が分離して、違う学校区になっていたり、星田北地域から出ていくというよう

なことではなく、最終的な段階では、星田北地域で一体的になっていた
ただくということを含めて書いていただいているので、原案どおり、
地域としてもそれで進んでいただいていた方がいいんじゃないかと思っ
ています。

だいたいこの文章で、配慮も必要ですし、配慮してずっと固定する
というようなかたちではないので、まちづくりが進んでいけば、当然
新しいコミュニティができるということで、その中で十分熟慮してい
ただいて、今一番いい方向、子どもたちがともに学べるようなかたち
にできればいいな、と思っておりますので、中間答申案の文章でいい
んじゃないかな、というふうに思っております。

会長

ありがとうございました。

今、中間答申案の文章でいいというようなお話がありましたけれど
も、最終形はみなさんだいたい一致しているということですが、そこ
へ向かうルートが少し違うということですので。

たぶん、事務局と区長で検討した修正案でいいという話ではなかつ
たかな、と思うんですけども。みなさんにご覧いただいた前のもの
ではなくて、修正案のほうでいいかというご意見かと思うので。

ここで、事務局から、区長も含めてご検討いただいた修正案につい
てご説明いただければ。

事務局

はい。

前回の審議会を受けまして、区長ともお話をさせていただき、中間
答申（案）を作成いたしましたので、ご説明させていただきます。

皆様、事前に送付させていただきました修正案はお持ちでしょうか。
よろしいですか。

それでは、修正案に沿って、ご説明させていただきます。

4ページ以前の通学の安全確保に関することなどについては、修正
案に記載のとおりで大きな修正部分はございません。

中間答申（案）の修正箇所ですが、5ページ、6ページで、大きく3
か所修正しております。本日お配りしました中間答申案の5、6ペー
ジ部分の資料の赤字で示しております箇所が修正部分ですので、そ
ちらをご確認いただければと思います。

1か所目は、5ページの「④地域コミュニティについて」の1)で、
2か所目は、5ページから6ページにかけての「(3)星田北6・7・
8・9丁目の望ましい学校区について」の部分、3か所目は6ページの
附帯事項に(3)を追記しています。

順番に説明させていただきます。

修正案の5ページ中段付近の、「④地域コミュニティについて」を

ご覧ください。

こちらの修正部分ですが、まず一点目として、2)と1)を入れ替えております。そのうえで、入れ替え後の1)には、一部赤字で示しております箇所を追記しています。また、2)については、星田北7丁目内の既存住宅区域と星田北エリアのまちづくりに伴う住宅開発区域の地域コミュニティについて記載しており、修正前の素案では、「同じ丁目内で学区が分かれる場合、地域と学校との連携がとりにくいことなどから、星田北7丁目の既存住宅区域と星田北エリアのまちづくりに伴う住宅開発区域については、同一の学区とすることが望ましいと考えます。」としておりましたが、今回修正案として、その先の「ただし」以下の部分を追記しております。

追記部分ですが、「ただし、星田北エリアのまちづくりに伴う住宅開発等は、今後複数年をかけて進められると見込まれており、現時点で、住宅開発後の星田北7丁目全体の地域コミュニティや将来のまちの様相を見通すことは困難であると考えられます。また、星田北7丁目の既存住宅区域が、これまで星田小学校区（第三中学校区）として培ってきた地域コミュニティについても配慮していく必要があると考えます。」としています。

次に修正の2か所目ですが、同じく5ページから6ページにかけての「(3) 星田北6・7・8・9丁目の望ましい学区区について」をご覧ください。

先ほど説明しました星田北7丁目の既存住宅区域と星田北エリアのまちづくりに伴う住宅開発区域の地域コミュニティについての考え方の修正案を受けて、こちらの部分にも修正を加えております。

こちらは中間答申の最も重要な部分になりますので、すべて読ませさせていただきます。

(3) 星田北6・7・8・9丁目の望ましい学区区について

星田北6・8・9丁目については、当該地域の過去の学区区の変遷や当該地域の近隣の学校施設の教室数等の状況を考えると、現状の通学区域どおり藤が尾小学校区とすることが望ましいと考えます。また、星田北7丁目のうち既存住宅区域を除く、星田北エリアのまちづくりに伴う住宅開発区域については、当該地域を含む星田北6・7・8・9丁目で一団の開発がされるという地域コミュニティの観点や通学における安全面を確保しやすいことから、現状の星田小学校区から藤が尾小学校区に校区変更することが望ましいと考えます。

加えて、星田北6・7・8・9丁目（星田北7丁目の既存住宅区域を除く）を藤が尾小学校区（第四中学校区）とすることは、将来に向けた学校適正配置を考える上でも、施設一体型小中一貫校など様々な施設形態も含めて学校適正配置におけるとりうる選択肢が多いことなど

から望ましいと考えます。

なお、星田北 7 丁目の既存住宅区域についても、今後の星田北 6・7・8・9 丁目全体での地域コミュニティの発展を考えると、星田北エリアのまちづくりに伴う住宅開発区域と同一の学校区とすることが望ましいと考えられますが、現時点で星田北エリアのまちづくりに伴う住宅開発後の星田北 7 丁目全体の地域コミュニティの様相を見通すことは困難であり、また、これまで星田小学校区（第三中学校区）として培ってきた地域コミュニティについても配慮が必要と考えられます。

以上のことから星田北 6・7・8・9 丁目（星田北 7 丁目の既存住宅区域を除く）については、藤が尾小学校区（第四中学校区）とし、星田北 7 丁目の既存住宅区域については、現時点では現状どおり星田小学校区（第三中学校区）とすることが望ましいと考えます。

ただし、星田北 7 丁目の既存住宅区域については、星田北エリアのまちづくりに伴う住宅開発が進み、星田北 7 丁目全体の地域コミュニティやまちの様相がはっきりとした時点で、改めて望ましい学校区について検討することが必要と考えます。

また、既に星田北 6・7 丁目（星田北 7 丁目の既存住宅区域を除く）に居住されている方については、当該地域における学校区の変遷の経緯なども踏まえ、星田小学校及び第三中学校への就学も可能とするような配慮が必要と考えます。

としています。

修正案では、現時点での星田北エリアのまちづくりに伴う住宅開発の状況や星田北 7 丁目がこれまで星田小学校区として培ってきた地域コミュニティへの配慮が必要との観点から、星田北 7 丁目の既存住宅区域の学校区については、現時点では現状どおり星田小学校区が望ましいとしています。

ただし、将来的には星田北エリア全体が一体の地域コミュニティとして発展することが望ましいと考えられることなどから、星田北エリアのまちづくりに伴う住宅開発が進み、星田北 7 丁目全体の地域コミュニティやまちの様相がはっきりとした時点で、改めて星田北 7 丁目の既存住宅区域の学校区について検討することが必要であるとしています。

また、星田北 7 丁目の既存住宅区域を除く、星田北 6・7 丁目に既にお住まいの方につきましては、今までの素案と同様に、星田小学校や第三中学校への就学を可能とするような配慮が必要であるとしています。

続いて、修正の 3 か所目です。

3 か所目は、資料 6 ページ下部の「5. 附帯事項」の箇所で、これま

での修正を受けて「（３）星田北７丁目の既存住宅区域の学校区の再検討について」を追記しています。

こちらは、２点目の修正部分で、星田北７丁目の既存住宅区域については、今後住宅開発が進んで地域コミュニティやまちの様相がはっきりした時点で、改めて望ましい学校区について検討することが必要としておりますので、そちらの修正を受けて、「学校区の再検討については、（３）に記載のように地域コミュニティの状況を注視し、子どもたちの良好な教育環境の確保を最優先に再検討するよう要望する」との記載としております。

修正案の説明については以上ですが、中間答申案にも関係のある児童生徒数の推計について一点補足で説明させていただきます。

前々回の審議会で、星田北６・７・８・９丁目の望ましい学校区について、素案どおりすべて藤が尾小学校区とした場合の第三中学校区及び第四中学校区の現状資料の中で、児童生徒数の令和２年５月時点の推計をご提示させていただきました。

児童生徒数の推計ですが、素案作成時の参考資料では令和元年度の推計を使用しており、元年度推計では星田小学校で１学年１学級となる学年が生じ、学校全体で１１学級となるのは令和１６年度という見込みとなっておりました。

しかしながら、前々回にご提示させていただきました令和２年度５月時点推計では、令和５年度から１１学級となり、令和８年度からは１０学級となる見込みとなっております。このような推計となったのは、令和５年度と令和８年度の新一年生にあたる学年がそれぞれ１学級になると見込まれるためです。

ただし、令和８年度の新一年生にあたる学年の未就学児童については、先月１０月の住民基本台帳の情報では今年の５月の推計時点より４名増えており、１０月の住基情報に基づき改めて推計を行ったところ、令和８年度の新一年生の学年は１学年２学級になる見込みとなっております。

一方で、令和５年度の新一年生にあたる学年については、今年の５月推計時点から変動はなく、現時点では推計上１学年１学級になる見込みとなっておりますが、今後の学校区内の転出入の状況や支援学級への入級状況等によっては、２学級になる可能性もあると考えられます。

また、１０月の住基情報に基づく最新の推計では、星田小学校の児童数はスライドのようになり、令和５年度の新一年生にあたる学年が１学年１学級になる見込みですが、令和６年度以降の新一年生にあたる学年は当面、１学年２学級で推移する見込みとなっていることから、今後は令和５年度の児童数について特に注視していく必要があると考

えられます。

なお、星田北7丁目全体を星田小学校区とするような場合には、住宅開発の影響で令和5年度の新一年生にあたる学年も1学年2学級となると見込まれますが、この場合、以前もご説明いたしましたとおり、星田小学校全体での児童数増加に伴い、通常の学級や支援学級数が増加した場合、教室数が不足するなどの問題が生じるおそれがあることから、星田北7丁目全体を星田小学校とすることにも課題があると考えられます。

説明は以上です。

会長

ありがとうございました。

これは、来年の3月にも動いているのでしょうか。

事務局

転出入などがあると、どんどん変わってしまいます。

会長

この数字に一喜一憂できないというか、少し微妙な学年があるということでした。

前回の会議や、会議後の区長との話し合いを受けて作成いただいた修正案の説明をいただきました。

中間答申素案の修正部分については、大きくは3か所で1か所目は、「④地域コミュニティについて」の1)で、基本的には、星田北6・7・8・9丁目は一つの学校区とすることが望ましいということで。

しかしながら、2番目に、現時点で住宅開発後の全体の状況を見通すことが困難であるということが修正で加えられました。さらに、これまで星田北7丁目の既存住宅区域が培ってきた地域コミュニティについても配慮していく必要がある、ということを加筆させていただきました。

このあたりについては、地域からの要望書やパブリックコメントでたくさん意見が出てきていることが要因ということになります。

2か所目は、「(3)星田北6・7・8・9丁目の望ましい学校区について」で、1か所目のコミュニティに関する考え方の追加修正を受けて、星田北7丁目の旧街区については、これまでの地域コミュニティを考えて星田小学校区とすること、これは大きなポイントですね。我々は、選択とまでは言ってないんですけども、ここでは、星田小学校区とする、ということ。これは地域の要望があった部分ですけども。ただし、星田北エリアのまちづくりが進んだ段階で、改めて望ましい学校区について検討することが必要との内容で、かなりの量を加筆修正していただいております。

3か所目は、2か所目の修正内容を受けて、「5. 附帯事項」に新し

く(3)として、星田北7丁目の既存住宅区域の学校区の再検討についての記載を追記したとのことでした。

それでは、今日はこの中間答申案を固めていくということが大きなポイントです。今の事務局の説明についてご意見やご質問のある委員おられますでしょうか。

修正案についてのご意見・ご質問など。

副会長

委員に少し質問させていただいてもよろしいでしょうか。

素案の中での星田北7丁目の旧街区の学校区は選択してもらうという表現だったかと思います。それが、今回は星田小学校区とする、と断定しているわけですね。この違いというのは、要望されている自治会の方は、どういうことを意図されているのかということ質問させていただきたいです。

委員

きょうだいがいて、お兄さんが星田小学校に行っていたら、下の子も星田小学校ということになりますけれども、地域コミュニティができてきて、お兄さんの時は星田小学校だけれども、下の子は地域のまちの状況で、藤が尾小学校も通う可能性もあるようなかたちで選択制というかたちがとられたわけですが。

今おっしゃっているように、地域コミュニティがある程度できてきたら、全体を星田小学校区ではなく、全体を藤が尾小学校区とするような選択肢も、地域として再考してもらうということですので、両方行けますので、その時のご家庭の意向は汲み取れるのではないかと思います。ですから、これでいいかと。

先ほど事務局から説明があったようなかたちでやっていただいたら、丁寧だし分かりやすいかと思います。

副会長

もう一つよろしいでしょうか。

数年後、住宅開発で就学児童の数が安定してきて、適切な時期というのは、どのくらいの時期が適切な時期だろうかと。なかなか、今判断が難しいとは思いますが。

委員

今、最終的に事業者の方から聞いている内容によりますと、具体的に何がどういうふうに来て、というのはある程度決まっています、2027年くらいにはだいたい、順序よくいけば終わるかな、ということです。今2020年ですので、2027年なので、7年後くらいにはほとんどの開発が終わることになっておりますので。今の完成予想図でいくと、相当大きいまちができて、2,200人というような規模で。この審議会で考えている以上の子どもが増えてくるかもわかりま

せんので、それはまた適切な時期に見直しをするということも方針の中に入っていますので。

教育環境がいいようなかたちで、それぞれやっぱり適切な時期に見直ししていただくのがいちばんいいかと思います。それでいくと、今現時点で考えられるかたちでいきますと、まちづくりが進んできたら、そのへんも並行して考えないといけない、という部分です。ある程度全体にふくみももたせてありますので、この答申で地元も納得してくれるんじゃないかというふうに感じています。

会長 今、2027年にだいたいまちづくりができあがるんじゃないか、という話があったんですけども、事務局はどのように考えておられますか。

事務局 区長が言われているように、一定今個人の換地は終わっているということで、少しだけ家が建ち始めているというようなところ。ただ、実際に大きく家が建ち始めるのは、令和4年末くらいに造成が終わって、令和5年くらいから家が建ち始めて、さらに2年くらいでマンションが建つかと思いますので、令和7年くらいで。

会長 前回はかなり議論があって、最終的には、地域の自治会の方もスムーズにいける案がいいのではないかと、というかたちでご相談いただいて修正案をつくっていただいたというところです。
何か他にご意見はございますでしょうか。

委員 修正案は、紙面上の問題ではなくて、やっぱり目の前の子どもたちであったり、地域であったり、ということをよく見て、すごくよくなったんじゃないかな、というふうに感じました。実態に沿った、例えば工期が遅れれば遅れた分だけそれも遅らせるというかたちで。コミュニティが成熟してきたら、じゃあまた考え直そうか、ということで。やっぱり一番我々が考えてきた中で不利益になってはいけないのは子どもたちだと思うので、子どもたちのことをよく考えた案ではないかなと感じます。

会長 他にご意見よろしいでしょうか。
最終到達点はみなさんの意見が一致していて、そこへ至る道筋だけの問題だったんですけども。要するに、選択ではなくて、一旦現時点では星田小学校区として固めてしまうという。そして、コミュニティの成熟・まちづくりができてきた段階で再検討して、最終的にはかなり先にはなるかもしれませんが、藤が尾小学校区に、というのは当

然理想として我々も同じように思っていたということで。

そうしましたら、この中間答申案ということで、みなさんご賛同いただけますでしょうか。

委員 異議なし。

会長 ありがとうございます。

前回かなり議論しまして、本日となったわけですがけれども、非常にいい修正案を作っていたんじゃないかと思います。

それでは、中間答申の方向性としては、素案の修正案のとおりということで、させていただきたいと思います。

ただし、もしその他軽微な文言修正等がございましたら、事務局の方に言っていただければと思いますし、私ももう一度読みまして、最終の微修正は私に一任させていただきたいと思うのですが、皆様よろしいでしょうか。

委員 異議なし。

会長 ありがとうございます。

それでは、修正を行った後、中間答申とさせていただきます。

では、案件1については、以上とさせていただきます。

なお、次回以降は中間答申を踏まえて、第三中学校区及び第四中学校区の学校適正配置について審議していきたいと思います。

前回の審議会で事務局から説明がありましたが、学校適正配置の審議の進め方としては、以前の参考資料で確認しました学校適正配置案も含めて、はじめに考えられる学校適正配置案をすべて出していきたいと考えております。

考えられる配置案がある程度でそろったら、それぞれの配置案のメリット・デメリットを比較して、将来に向けた望ましい学校配置案を絞っていくという方法で審議を進めていきたいと考えておりますので、前々回委員からもご提案いただいておりますように、資料にない配置案で検討のテーブルに載せるべきものがあれば、事務局まで報告いただきたいと思いますので、皆様よろしくお願いいたします。

では次に、案件（2）その他ですが、他に何かございますか。

無いようですので、以上で、第11回学校教育審議会を閉会いたします。

本日も活発なご議論をいただき、ありがとうございました。